

「公衆浴場設置等の基準等に関する条例」新旧対照表

改正後	改正前
<p>第3条 新たに設置しようとする一般公衆浴場と最も近接する一般公衆浴場との直線距離は、300メートル以上でなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条若しくは第6条の2の規定による確認又は公衆浴場法第2条第1項の規定による許可を受けた一般公衆浴場が確認又は許可を受けた日から2箇月以内に着工しない場合又は6箇月以内に工事が完成しない場合において、当該一般公衆浴場に近接して新たに一般公衆浴場を設置しようとするとき。</p> <p>(2)・(3) 省略</p>	<p>第3条 新たに設置しようとする一般公衆浴場と最も近接する一般公衆浴場との直線距離は、300メートル以上でなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条_____の規定による確認又は公衆浴場法第2条第1項の規定による許可を受けた一般公衆浴場が確認又は許可を受けた日から2箇月以内に着工しない場合又は6箇月以内に工事が完成しない場合において、当該一般公衆浴場に近接して新たに一般公衆浴場を設置しようとするとき。</p> <p>(2)・(3) 省略</p>
<p>第4条 公衆浴場の構造設備は、次に定めるところによらなければならない。</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>(4) 浴室は、次の要件を備えたものとする。</p> <p>ア～コ 省略</p> <p>サ 浴槽は、上縁が洗い場の床面から<u>15センチメートル</u>以上の高さを有すること。ただし、洗い場で使用する湯水及び浴槽からあふれ出た湯水が浴槽内に流入しないよう適切な措置が講じられている場合にあつては、この限りでない。</p> <p>シ <u>気泡発生装置、ジェット噴射装置その他微小な水粒を発生させる設備（以下「気泡発生装置等」という。）が設置されている場合は、点検、清掃及び排水が容易に行うことができ、かつ、その空気取入口から土ぼこりが入らない構造であ</u></p>	<p>第4条 公衆浴場の構造設備は、次に定めるところによらなければならない。</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>(4) 浴室は、次の要件を備えたものとする。</p> <p>ア～コ 省略</p> <p>サ 浴槽は、上縁が洗い場の床面から<u>30センチメートル</u>以上の高さを有すること。ただし、洗い場で使用する湯水及び浴槽からあふれ出た湯水が浴槽内に流入しないよう適切な措置が講じられている場合にあつては、この限りでない。</p>

ること。

ス 浴槽からあふれ出た湯水及び回収槽（浴槽からあふれ出た湯水を配管により回収するための水槽をいう。以下同じ。）内の湯水を浴用に供する構造になつていないこと。ただし、オーバーフロー還水管（浴槽からあふれ出た湯水を回収槽に集めるための配管をいう。以下同じ。）は循環配管（湯水を浴槽とろ過器（浴槽水（浴槽内の湯水をいう。以下同じ。）を再利用するため、浴槽水中の微細な粒子や繊維等を除去する装置をいう。以下同じ。）等との間で循環させるための配管をいう。以下同じ。）に直接接続せず、かつ、回収槽は地下に埋設しないでその内部の清掃を容易に行うことのできる位置又は構造になつているとともに、回収槽内の湯水を消毒することができる設備が設けられている場合にあつては、この限りでない。

セ 水位計は、配管内を洗浄し、及び消毒することができる構造又は配管等を要しない構造であること。

ソ 配管内の浴槽水が完全に排水できる構造であること。

(5) 省略

(6) 給湯設備及び給水設備は、次の要件を備えたものとする  
こと。

ア 井戸水等が使用されている場合は、必要に応じ、次条第1項第7号の水質基準に適合する原水（直接浴用に供する湯水（浴槽水及び循環水（ろ過器等を通した浴用に供する湯水をいう。以下同じ。）を除く。）をいう。以下同じ。）を得るための浄水、消毒等の設備が設けられていること。

イ ろ過器は、浴槽ごとに設置するよう努め、その1時間当た

(5) 省略

(6) 給湯設備及び給水設備は、次の要件を備えたものとする  
こと。

ア 井戸水等が使用されている場合は、必要に応じ、ろ過器（浴槽水（浴槽内の湯水をいう。以下同じ。）をろ過する装置をいう。以下同じ。）

の設備が設けられていること。

イ ろ過器が設置されている場合は、その1時間当た

りの処理能力は、浴槽の容量以上であり、そのろ材は、十分な逆洗浄（湯水を通常とは逆方向へ流し、汚れを洗い流すことをいう。以下同じ。）を行うことができるものである\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_こと。

ウ 集毛器（浴槽水を再利用するため、浴槽水に混入した毛髪及び比較的大きな異物を捕集する網状等の装置をいう。以下同じ。）は、浴槽水をろ過器に送るための配管の途中に設けること。

エ 省略

オ 浴槽における原水の注入口は、循環配管に接続せず、浴槽水面の上部から浴槽に落とし込む構造であること。

カ 循環水が浴槽の底部に近い部分から補給される構造であること。

キ 打たせ湯及びシャワーが設置されている場合は、循環水を\_\_\_\_\_を用いない構造であること。

ク 調節箱（洗い場の給湯栓及びシャワーへ送る湯の温度を調節するための槽をいう。以下同じ。）は、清掃しやすく、かつ、薬剤注入口を設けるなど塩素消毒等が行うことのできる構造であること。

ケ 貯湯槽（原水を貯留する水槽をいう。以下同じ。）は、完

りの処理能力は、浴槽の容量以上であり、そのろ材は、十分な逆洗浄（湯水を通常とは逆方向へ流し、汚れを洗い流すことをいう。以下同じ。）を行うことができるものであるとともに、集毛器は、浴槽水をろ過器に送るための配管の途中に設けること。

ウ 省略

エ 打たせ湯及びシャワーが設置されている場合は、循環水（ろ過器を通した浴用に供する湯水をいう。以下同じ。）を用いない構造であること。

オ 気泡発生装置、ジェット噴射装置その他微小な水粒を発生させる設備（以下「気泡発生装置等」という。）が設置されている場合は、その空気取入口から土ぼこりが入らない構造であること。

全に排水できる構造であること。

(7)～(13) 省略

## 2 省略

第5条 公衆浴場の管理は、次に定めるところによらなければならない。

(1)～(6) 省略

(7) 水道法（昭和32年法律第177号）第3条第9項に規定する給水装置により供給される水（以下「水道水」という。）以外の湯水を使用した原水 \_\_\_\_\_ 及び浴槽水は、規則で定める水質基準に適合するよう管理すること。

(8) 貯湯槽 \_\_\_\_\_ 内の原水の温度は、通常の使用状態において、湯の補給口、底部等に至るまで摂氏60度以上に保ち、かつ、最大使用時においても摂氏55度以上に保つこと。ただし、レジオネラ属菌その他の病原菌が繁殖しないように貯湯槽内の湯水の消毒を行う場合は、この限りでない。

(9) 定期的に貯湯槽の生物膜（配管内部、ろ材等に付着した微生物が増殖し、それらが産出する粘液性物質で形成されたものをいう。以下同じ。）の発生の防止又は除去を行うための清掃及び消毒を行うとともに、温度計の性能及び設備の破損等の確認を行うこと。

(10)・(11) 省略

(12) ろ過器は、浴槽に湯水がある場合は、常に作動させ、1週間に1回以上、逆洗浄して汚れを十分に排出し、 \_\_\_\_\_

(7)～(13) 省略

## 2 省略

第5条 公衆浴場の管理は、次に定めるところによらなければならない。

(1)～(6) 省略

(7) 水道法（昭和32年法律第177号）第3条第9項に規定する給水装置により供給される水（以下「水道水」という。）以外の湯水を使用した原水 （ろ過器を通していない浴用に供する湯水であつて、浴槽水以外のものをいう。以下同じ。） 及び浴槽水は、規則で定める水質基準に適合するよう管理すること。

(8) 貯湯槽 （原水を貯留する水槽をいう。以下同じ。） 内の原水の温度は、通常の使用状態において、湯の補給口、底部等に至るまで摂氏60度以上に保ち、かつ、最大使用時においても摂氏55度以上に保つこと。ただし、レジオネラ属菌その他の病原菌が繁殖しないように貯湯槽内の湯水の消毒を行う場合は、この限りでない。

(9) 定期的に貯湯槽の生物膜（配管内部、ろ材等に付着した微生物が増殖し、それらが産出する粘液性物質で形成されたものをいう。以下同じ。）の発生の防止又は除去を行うための清掃及び消毒 \_\_\_\_\_ を行うこと。

(10)・(11) 省略

(12) ろ過器は \_\_\_\_\_、1週間に1回以上、逆洗浄して汚れを十分に排出し、ろ過器及び循環配管（湯水を浴槽とろ過器との間で循環させるための配管をい

\_\_\_\_\_生物膜を適切な消毒方法で除去すること。

(13) 循環配管は、1週間に1回以上、適切な方法で消毒するとともに、おおむね1年に1回以上、内部の状況を点検し、生物膜がある場合は、当該生物膜の除去を行うこと。

(14) 配管は、その配置を図面等により正確に把握し、不要な配管の除去等必要な措置を行うこと。

(15) 浴槽水は、塩素系薬剤を使用して消毒し、浴槽水中の残留塩素濃度\_\_\_\_\_を頻繁に測定して、規則で定める残留塩素濃度となるよう

\_\_\_\_\_努めるとともに、当該測定結果を検査の日から3年間保存すること。ただし、浴槽水の性質その他の条件により塩素系薬剤が使用できない場合、浴槽水の水素イオン濃度指数（pH）が高くこの基準を適用することが不適切な場合又は他の消毒方法を使用する場合であつて、他の適切な衛生措置を講ずるときは、この限りでない。

(16) 省略

(17) 消毒装置は、浴槽に湯水がある場合は、常に作動させ、維持管理を適切に行うこと。

(18) 水位計配管は、1週間に1回以上、生物膜を適切な消毒方法で除去すること。

(19) シャワーは、1週間に1回以上通水し、シャワーヘッド及びホースは、6月に1回以上点検するとともに、1年に1回以上洗浄し、及び消毒すること。

(20) 集毛器は、毎日清掃し、及び消毒すること。

(21) 省略

う。以下同じ。)に生じる生物膜を適切な消毒方法で除去すること。

(13) 浴槽水は、塩素系薬剤を使用して消毒し、浴槽水中の遊離残留塩素濃度を頻繁に測定して、通常1リットル中0.2ミリグラム以上0.4ミリグラム以下とし、かつ、最大1リットル中1.0ミリグラムを超えないよう努めるとともに、当該測定結果を検査の日から3年間保存すること。ただし、浴槽水の性質その他の条件により塩素系薬剤が使用できない場合、浴槽水の水素イオン濃度指数（pH）が高くこの基準を適用することが不適切な場合又は他の消毒方法を使用する場合であつて、他の適切な衛生措置を講ずるときは、この限りでない。

(14) 省略

(15) 消毒装置の\_\_\_\_\_維持管理を適切に行うこと。

(16) 集毛器は、毎日清掃する\_\_\_\_\_こと。

(17) 省略

(22) 省略

(23) 浴槽からあふれ出た湯水及び回収槽内

\_\_\_\_\_の湯水を浴用に供しないこと。ただし、オーバーフロー還水管及び回収槽の内部の清掃及び消毒を頻繁に行うとともに、レジオネラ属菌その他の病原菌が繁殖しないよう回収槽内の湯水の塩素消毒等を行う場合は、この限りでない。

(24) 調節箱は、生物膜の状況を監視し、必要に応じ清掃し、及び消毒すること。

(25) 浴槽に気泡発生装置等が設置されている場合は、浴槽水には連日使用循環水を使用せず、内部に生物膜が形成されないよう適宜清掃し、及び消毒すること。

(26) 省略

(27) 省略

(28) 飲料水供給設備からは、水道水又は知事が飲用に適すると認められた水を供給するとともに、飲用に適する旨を見やすい場所に表示すること。

(29) 飲用に供する水（水道水を除く。）は  
\_\_\_\_、1年に1回以上水質検査を行い、その記録を3年以上保存すること。

(30) 省略

(31) 省略

(32) 省略

(33) サウナ室及びサウナ設備は、1月に1回以上保守点検するとともに、サウナ室にあつては、室内の温度及び湿度を定期的に測定し、その記録を3年以上保存すること。

(18) 省略

(19) 回収槽（浴槽からあふれ出た湯水を配管により回収するための水槽をいう。以下同じ。）の湯水を浴用に供しないこと。ただし、回収槽  
\_\_\_\_\_の清掃及び消毒を頻繁に行うとともに、レジオネラ属菌その他の病原菌が繁殖しないよう回収槽内の湯水の塩素消毒等を行う場合は、この限りでない。

(20) 浴槽に気泡発生装置等が設置されている場合は、浴槽水には連日使用循環水を使用しない  
\_\_\_\_\_こと。

(21) 省略

(22) 省略

(23) 飲料水供給設備からは、飲用に適する水  
\_\_\_\_\_を供給するとともに、飲用に適する旨を見やすい場所に表示すること。

(24) 飲用に供する水は、水道法その他の法律に定めるもののほか、1年に1回以上水質検査を行い、その記録を3年以上保存すること。

(25) 省略

(26) 省略

(27) 省略

(28) サウナ室及びサウナ設備は、1月に1回以上保守点検するとともに、サウナ室にあつては、室内の温度及び湿度を定期的に測定し、その記録を1年以上保存すること。

(34) 屋外に設置された浴槽の周囲に植栽がある場合は、浴槽に土が入り込まないように努めること。

(35) 電気浴器は、1月に1回以上保守点検するとともに、絶縁抵抗、接地抵抗等について定期的に検査を受け、その記録を3年以上保存すること。

(36) 省略

(37) 省略

(38) 省略

(39) 省略

(40) 省略

(41) 省略

(42) 省略

(43) 従業員の衛生管理について次の措置を講じること。

ア・イ 省略

(44) 省略

2 前項の規定にかかわらず、個室付浴場の管理は、次に定めるところによらなければならない。

(1)～(4) 省略

(5) 前項第1号から第6号まで、第15号、第28号から第30号まで、第36号から第41号まで及び第43号に定める措置

(旅館業法施行条例の一部改正)

第2条 旅館業法施行条例（昭和32年愛媛県条例第44号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(営業施設の衛生措置の基準)	(営業施設の衛生措置の基準)

(29) 電気浴器は、1月に1回以上保守点検するとともに、絶縁抵抗、接地抵抗等について定期的に検査を受け、その記録を1年以上保存すること。

(30) 省略

(31) 省略

(32) 省略

(33) 省略

(34) 省略

(35) 省略

(36) 省略

(37) 従業員の衛生管理について次の措置を講じること。

ア・イ 省略

ウ 1年に1回以上健康診断を受けさせること。

(38) 省略

2 前項の規定にかかわらず、個室付浴場の管理は、次に定めるところによらなければならない。

(1)～(4) 省略

(5) 前項第1号から第6号まで、第13号、第23号から第25号まで、第30号から第35号まで及び第37号に定める措置

第4条 旅館業を営む者（以下「営業者」という。）が営業の施設について宿泊者の衛生のために講じなければならない必要な措置の基準は、次のとおりとする。

第1・第2 省略

第3 浴場に関する措置

1・2 省略

3 原水（直接浴用に供する湯水（浴槽水（浴槽内の湯水をいう。以下同じ。）及び循環水（ろ過器（浴槽水を再利用するため、浴槽水中の微細な粒子や繊維等を除去する装置をいう。以下同じ。）等を通した浴用に供する湯水をいう。以下同じ。）を除く。）をいう。以下同じ。）及び浴槽水は、規則で定める水質基準に適合するよう管理すること。

4 省略

5 定期的に貯湯槽の生物膜（配管内部、ろ材等に付着した微生物が増殖し、それらが産出する粘液性物質で形成されたものをいう。以下同じ。）の発生の防止又は除去を行うための清掃及び消毒を行うとともに、温度計の性能及び設備の破損等の確認を行うこと。

6 省略

7 浴槽水は、毎日1回以上完全に取り換えること。ただし、連日使用循環水（24時間以上連続して使用している循環水をいう。以下同じ。）を使用している浴槽水については、1週間に1回以上定期的に完全に取り換え、浴槽を清掃し、及び消毒すること。

8 ろ過器は、浴槽に湯水がある場合は、常に作動させ、1週

第4条 旅館業を営む者（以下「営業者」という。）が営業の施設について宿泊者の衛生のために講じなければならない必要な措置の基準は、次のとおりとする。

第1・第2 省略

第3 浴場に関する措置

1・2 省略

3 原水（ろ過器\_\_\_\_\_（浴槽水（浴槽内の湯水をいう。以下同じ。）をろ過する装置をいう。以下同じ。）を通して  
いない浴用に供する湯水であつて、浴槽水以外のもの  
\_\_\_\_\_をいう。以下同じ。）及び浴槽水は、規則で定める水質基準に適合するよう管理すること。

4 省略

5 定期的に貯湯槽の生物膜（配管内部、ろ材等に付着した微生物が増殖し、それらが産出する粘液性物質で形成されたものをいう。以下同じ。）の発生の防止又は除去を行うための清掃及び消毒\_\_\_\_\_を行うこと。

6 省略

7 浴槽水は、毎日1回以上完全に取り換えること。ただし、連日使用循環水（24時間以上連続して使用している循環水（ろ過器を通した浴用に供する湯水をいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）を使用している浴槽水については、1週間に1回以上定期的に完全に取り換え、浴槽を清掃し、及び消毒すること。

8 ろ過器は\_\_\_\_\_、1週



間に1回以上、逆洗浄（湯水を通常とは逆方向へ流し、汚れを洗い流すことをいう。以下同じ。）して汚れを十分に排出し、

\_\_\_\_\_生物膜を適切な消毒方法で除去すること。

9 循環配管（湯水を浴槽とろ過器等との間で循環させるための配管をいう。以下同じ。）は、1週間に1回以上、適切な方法で消毒するとともに、おおむね1年に1回以上、内部の状況を点検し、生物膜がある場合は、当該生物膜の除去を行うこと。

10 配管は、その配置を図面等により正確に把握し、不要な配管の除去等必要な措置を行うこと。

11 浴槽水は、塩素系薬剤を使用して消毒し、浴槽水中の残留塩素濃度\_\_\_\_\_を頻繁に測定して、規則で定める残留塩素濃度となるよう

\_\_\_\_\_努めるとともに、当該測定結果を検査の日から3年間保存すること。ただし、浴槽水の性質その他の条件により塩素系薬剤が使用できない場合、浴槽水の水素イオン濃度指数（pH）が高くこの基準を適用することが不適切な場合又は他の消毒方法を使用する場合であつて、他の適切な衛生措置を講ずるときは、この限りでない。

12 省略

13 消毒装置は、浴槽に湯水がある場合は、常に作動させ、維持管理を適切に行うこと。

14 水位計配管は、1週間に1回以上、生物膜を適切な消毒方

間に1回以上、逆洗浄（湯水を通常とは逆方向へ流し、汚れを洗い流すことをいう。以下同じ。）して汚れを十分に排出し、ろ過器及び循環配管（湯水を浴槽とろ過器との間で循環させるための配管をいう。以下同じ。）に生じる生物膜を適切な消毒方法で除去すること。

9 浴槽水は、塩素系薬剤を使用して消毒し、浴槽水中の遊離残留塩素濃度を頻繁に測定して、通常1リットル中0.2ミリグラム以上0.4ミリグラム以下とし、かつ、最大1リットル中1.0ミリグラムを超えないよう努めるとともに、当該測定結果を検査の日から3年間保存すること。ただし、浴槽水の性質その他の条件により塩素系薬剤が使用できない場合、浴槽水の水素イオン濃度指数（pH）が高くこの基準を適用することが不適切な場合又は他の消毒方法を使用する場合であつて、他の適切な衛生措置を講ずるときは、この限りでない。

10 省略

11 消毒装置の\_\_\_\_\_維持管理を適切に行うこと。

法で除去すること。

15 シャワーは、1週間に1回以上通水し、シャワーヘッド及びホースは、6月に1回以上点検するとともに、1年に1回以上洗浄し、及び消毒すること。

16 集毛器（浴槽水を再利用するため、浴槽水に混入した毛髪及び比較的大きな異物を捕集する網状等の装置をいう。以下同じ。）は、毎日清掃し、及び消毒すること。

17 省略

18 省略

19 浴槽からあふれ出た湯水及び回収槽（浴槽からあふれ出た湯水を配管により回収するための水槽をいう。以下同じ。）内の湯水を浴用に供しないこと。ただし、オーバーフロー還水管（浴槽からあふれ出た湯水を回収槽に集めるための配管をいう。以下同じ。）及び回収槽の内部の清掃及び消毒を頻繁に行うとともに、レジオネラ属菌その他の病原菌が繁殖しないよう回収槽内の湯水の塩素消毒等を行う場合は、この限りでない。

20 調節箱（洗い場の給湯栓及びシャワーへ送る湯の温度を調節するための槽をいう。以下同じ。）は、生物膜の状況を監視し、必要に応じ清掃し、及び消毒すること。

21 浴槽に気泡発生装置、ジェット噴射装置その他微小な水粒を発生させる設備（以下「気泡発生装置等」という。）が設置されている場合は、浴槽水には連日使用循環水を使用せず、内部に生物膜が形成されないよう適宜清掃し、及び消毒すること。

22 省略

12 集毛器

\_\_\_\_\_は、毎日清掃する\_\_\_\_\_こと。

13 省略

14 省略

15 \_\_\_\_\_回収槽（浴槽からあふれ出た湯水を配管により回収するための水槽をいう。以下同じ。）の湯水

\_\_\_\_\_の清掃及び消毒を頻繁に行うとともに、レジオネラ属菌その他の病原菌が繁殖しないよう回収槽内の湯水の塩素消毒等を行う場合は、この限りでない。

16 浴槽に気泡発生装置、ジェット噴射装置その他微小な水粒を発生させる設備（以下「気泡発生装置等」という。）が設置されている場合は、浴槽水には連日使用循環水を使用しない

\_\_\_\_\_こと。

17 省略

23 屋外に設置された浴槽の周囲に植栽がある場合は、浴槽に土が入り込まないように努めること。

24 省略

25 省略

26 省略

第4～第6 省略

(構造設備の基準)

第5条の2 省略

2・3 省略

4 第1項及び第2項に定めるもののほか、旅館・ホテル営業及び簡易宿所営業の入浴施設の構造設備の基準は、次のとおりとする。

(1) ろ過器は、浴槽ごとに設置するよう努め、その1時間当たりの処理能力は、浴槽の容量以上であり、そのろ材は、十分な逆洗浄を行うことができるものである \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_ こと。

(2) 集毛器は、浴槽水をろ過器に送るための配管の途中に設ける \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_ こと。

(3) 浴槽における原水の注入口は、循環配管に接続せず、浴槽水面の上部から浴槽に落とし込む構造であること。

(4) 循環水が浴槽の底部に近い部分から補給される構造である \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_ こと。

(5) 省略

(6) 貯湯槽は、完全に排水できる構造であること。

(7) 気泡発生装置等が設置されている場合は、点検、清掃及び排水が容易に行うことができ、かつ、その空気取入口から土ぼこ

18 省略

19 省略

20 省略

第4～第6 省略

(構造設備の基準)

第5条の2 省略

2・3 省略

4 第1項及び第2項に定めるもののほか、旅館・ホテル営業及び簡易宿所営業の入浴施設の構造設備の基準は、次のとおりとする。

(1) ろ過器が設置されている場合は \_\_\_\_\_、その1時間当たりの処理能力は、浴槽の容量以上であり、そのろ材は、十分な逆洗浄を行うことができるものであるとともに、集毛器は、浴槽水をろ過器に送るための配管の途中に設ける \_\_\_\_\_ こと。

(2) 省略

(3) 気泡発生装置等が設置されている場合は \_\_\_\_\_、その空気取入口から土ぼこ

りが入らない構造であること。

(8) 浴槽からあふれ出た湯水及び回収槽内の湯水を浴用に供する構造になつていないこと。ただし、オーバーフロー還水管は循環配管に直接接続せず、かつ、回収槽は地下に埋設しないでその内部の清掃を容易に行うことのできる位置又は構造になつて  
いるとともに、回収槽内の湯水を消毒することができる設備が設けられている場合にあつては、この限りでない。

(9) 水位計は、配管内を洗浄し、及び消毒することができる構造又は配管等を要しない構造であること。

(10) 配管内の浴槽水が完全に排水できる構造であること。

(11) 調節箱は、清掃しやすく、かつ、薬剤注入口を設けるなど塩素消毒等が行うことのできる構造であること。

(12) 省略

りが入らない構造であること。

(4) 省略

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年7月1日から施行する。

(公衆浴場設置等の基準等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

2 この条例の施行の際現に公衆浴場法（昭和23年法律第139号）第2条第1項の許可を受けて業として公衆浴場を営んでいる者又は同項の許可の申請をしている者がこの条例の施行の際現にその営業の用に供し、又は供することとしている施設設備については、増築し、改築し、又は大規模な修繕若しくは模様替えをするまでの間は、第1条の規定による改正後の公衆浴場設置等の基準等に関する条例（以下「新公衆浴場条例」という。）第4条第1項の規定の適用については、同項第4号シ中「点検、清掃及び排水が容易に行うことができ、かつ、その」とあるのは、「その」とし、同号スからソまで並びに同項第6号オ、カ、ク及びケの規定は、適用しない。

3 新公衆浴場条例第5条第1項第33号及び第35号の規定は、この条例の施行の日以後に作成する記録の保存について適用し、同日前に作成した記録の保存については、なお従前の例による。